

平成23年度 応急危険度判定士認定講習会 <質疑回答>

講習日：平成23年11月4日

	質 疑 事 項	回 答
1	<p>ボランティアネットワークを構成する為、建築士会への入会を促していますが、現役を引退した者は、建築士会へ入る事なく、判定活動に参加できるよう、必要に応じて県でとりまとめを行っていただきたい。</p>	<p>応急危険度判定をするにあたり、「防災ボランティア」（建築士会）として登録をしなければならないという訳ではありません。 （「防災ボランティア」は、建築士会の取組みです。）</p> <p>応急危険度判定については、被災市町村が実施主体となって実施します。</p> <p>県は、判定士の派遣等市町村の支援を行います。</p> <p>判定士の参集要請については、原則として、在住する市町村から連絡がありますので、その際は、ご協力をお願いします。</p>
2	<p>「防災ボランティア」について詳しく聞きたい。</p> <p>「防災ボランティア」には建築士会の会員でないと参加できないのは何故か。</p>	<p>「防災ボランティア」については、千葉県建築士会にお問合せください。</p> <p>社団法人千葉県建築士会 電話番号：043-202-2100</p>
3	<p>簡単な質疑応答については、講習会の中で行うべきではないか。</p>	<p>限られた時間の中で講習会を行っていること、質疑に対して正確にお答えするという趣旨から、講習会の中で質疑応答時間は設けておりません。</p>
4	<p>「被災建築物応急危険度判定マニュアル」を入手するにはどうしたらよいか。</p>	<p>全国被災建築物応急危険度判定協議会（事務局 財団法人 日本建築防災協会）のホームページから購入することが可能です。</p> <p>http://www.kenchiku-bosai.or.jp/jimukyoku/Oukyu/oukyuindex/oukyuindex23.htm</p>
5	<p>「被災建築物応急危険度判定マニュアル」に掲載してある写真の出所はどこか。（どの程度の震度に対してどの様な被害となるか出所がわかると参考になる。）</p>	<p>全国被災建築物応急危険度判定協議会（事務局 財団法人 日本建築防災協会）に確認したところ、兵庫県南部地震、北海道東方沖地震、新潟地震の被害写真を使用しているとのことでした。</p>
6	<p>応急危険度判定士認定講習会を受講するだけで、このように深い知識を求められる修了証（認定証）を得られるのか。</p> <p>また、「被災建築物応急危険度判定マニュアル」に関する質問はどこにすればよい</p>	<p>建築士等の技術者に、講習会を受講していただくことにより、判定士の認定登録を行っています。</p> <p>実際の判定活動にあたっての不明点等については、判定実施本部の指示に従ってください。</p> <p>（判定結果についての責任は、判定士ではなく、</p>

	のか。	<p>判定実施本部にあります。)</p> <p>また、「被災建築物応急危険度判定マニュアル」に関する質問は、全国被災建築物応急危険度判定協議会（事務局 財団法人 日本建築防災協会）にお問い合わせください。</p> <p>全国被災建築物応急危険度判定協議会 （事務局 財団法人 日本建築防災協会） 電話番号：03-5512-6451</p>
7	「一見して危険」と判定された場合は、どこに判定ステッカーを貼付するのか。	<p>原則として、判定ステッカーは、応急危険度判定の結果を建築物の所有者や使用者、または付近を通行する人などの第三者に知らしめるため、建築物の出入口などの認識しやすい場所に貼付します。</p> <p>なお、近づくのも危険な建築物については、境界付近の見やすい位置に貼付することが適切であると考えられます。</p>
8	自動販売機等の転倒の危険とあるが、このようなものまで対象となるのか。	<p>建築物自体に問題がない場合（全て A ランク）でも、ブロック塀や自動販売機等による危険度が C ランクの場合、総合判定は「危険」となります。</p> <p>このような場合は、ブロック塀や自動販売機等を取り除くことにより判定が変更となりますので、その旨を判定ステッカーに記載することが住民に対して、より親切な対応になると考えられます。</p>
9	判定活動に参加した場合の報酬はありますか。	ボランティアのためありません。
10	応急危険度判定の依頼は建築士会を通して各自治体が、行うのか。	<p>応急危険度判定については、被災市町村が実施主体となって実施します。</p> <p>判定士の参集要請については、原則として、在住する市町村から連絡があります。</p> <p>ただし、市町村からの依頼を受けて、参集要請について建築士会等建築関係団体から、連絡があることも想定されます。</p> <p>その際は、ご協力をお願いします。</p>
11	判定士として実際の業務に就く場合に必要とされる諸経費（装備、道具、交通費、現地滞在費、保険費等）の負担は誰が行うのか。	<p>判定士自らが用意する判定士機材については、登録証、判定士手帳、ヘルメット、筆記用具、コンバックス、軍手、ナップザック等が考えられます。</p> <p>その他の機材は判定実施本部等が準備します。</p> <p>交通費、宿泊場所、食事については、判定実施</p>

		<p>本部が用意します。ただし、千葉県内の集合場所までの交通費と、用意された施設以外で宿泊した場合や用意された食事以外の食事をとった場合は、原則として判定士の負担となります。</p> <p>保険料は、判定実施本部等が負担します。</p>
12	<p>事故が発生して傷害を被った場合の補償はどうなっているのか。</p>	<p>民間判定士については、「全国被災建築物応急危険度民間判定士等補償制度」が適用になります。</p> <p>補償の内容は、傷害補償が死亡時2千万円、後遺障害が2千万円（上限）、入院が5千円/日、通院時3千円/日となっています。</p> <p>また、補償制度が適用となる活動の期間は、民間判定士が自宅又は職場を離れ、判定活動に参加し、自宅又は職場に復帰するまでの間としています。</p> <p>保険料は、判定実施本部等が負担します。</p>
13	<p>この認定証は、引越した場合、引越し先の自治体でも有効か。</p>	<p>千葉県外に転出したときには、転入した都道府県で認定申請（相互認証）を行えば、講習会の受講を要せずに判定士資格を取得することができます。</p> <p>ただし、認定条件が異なる場合がありますので、各都道府県に、ご確認ください。</p>